

学校における受動喫煙対策について

これまでの取組

平成22年3月に、「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、厚生労働省通知を受け、「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について（通知）」（平成22年3月12日付け21ス学健第33号）を发出。

- ・ **多数の者が利用する公共的な空間**については、**原則禁煙**であるべき。
- ・ 特に、**子どもが利用する学校**や医療機関などの施設をはじめ、**屋外であっても**、公園、遊園地や通学路などの空間においては、**子どもたちへの受動喫煙の被害を防止する措置を講ずる**こと。
[多数の者が利用する施設の管理者の努力義務]

学校敷地内の**全面禁煙措置を講じている学校の割合**の推移

平成17年度
45.4%

平成24年度
82.6%

平成29年度
90.4%

受動喫煙防止対策実施状況調査（文部科学省）

これまでの取組により、**受動喫煙対策は、一定程度進んできているところ**である。

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)について(抄)

趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

①「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

③施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

学校⇒第一種施設：受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者(子どもなど20歳未満の者、患者等)が主として利用する施設

敷地内禁煙

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することができる。

第一種施設：2019年7月1日施行

※全面施行は、2020年4月1日。

罰則規定あり [全ての者及び管理権原者の義務]

※(義務違反時の対応の例)指導→勧告・命令→罰則の適用(過料)

【関係通知】

- ・「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）（平成30年8月9日付け30初健食第18号）
- ・「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（通知）（平成31年3月28日付け30初健食第31号）

【特定屋外喫煙場所】

- 場所が区画されていること。
 - 標識を掲示すること。
 - 通常立ち入らない場所に設置すること。
- ※近隣の建物に隣接するような場所に設置しないよう配慮
- ☆ 第一種施設については、**受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則**であり、本措置が設けられたことをもって**特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではない**ことに十分留意すること。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY/JAPAN

初等中等教育局健康教育・食育課

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
 - 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 - 【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
 - ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>

